

教育旅行で福島県を訪れる県外の学校の皆さまへ

バス経費の一部を補助します

新規・継続の
利用区分をなくし、
さらにご利用いただきやすく
改正しました。

NEW 福島県教育旅行復興事業のご案内

補助の対象期間

平成30年

平成31年

4月1日(日)から3月31日(日)までに
実施し終了するもの

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても
予算がなくなり次第終了となります。

申請書は随時受付中です。
詳しくはホームページをご確認ください。



補助の対象団体と内容

福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施し、
かつ福島県が推進する教育素材(裏面参照)を
1つ以上行程に取り入れた
「福島県外の小学校・中学校・高等学校」

- ・バス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額
(別表参照)を助成(1校当たり台数の上限なし)

※ただし、参加人数が10名未満の場合、補助上限額は半額となります。

(別表)1台当たりの補助額

区分	補助上限額
東北	30,000円
関東 中部	50,000円
北海道 関西 中国 四国	100,000円
九州 沖縄	150,000円

申請に関する
お問い合わせ先

福島県教育旅行復興事業事務局

〒960-2153 福島県福島市庄野字清水尻1-10

TEL 024-563-1172 受付時間 8:30~17:15

FAX 024-593-5502 E-mail fks.kr.rw.office@gmail.com

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html>

補助の対象となる行事

「福島県外の小学校・中学校・高等学校」が福島県内に宿泊し、福島県が推進する教育素材を1つ以上行程に取り入れた教育旅行

※教育旅行とは、修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等、学校行事として行う旅行を指します。

※「学校教員以外が児童・生徒を引率する場合」は補助対象外となります。

※「学校部活動・クラブ活動による合宿団体」は補助対象外となります。
(合宿については、「福島県合宿誘致・交流促進事業」をご活用ください。)

補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送業を登録する事業所のバス等

※宿泊施設による送迎バスなど、費用負担が発生しない場合は補助対象外となります。

※福島県内の市町村で行っている助成事業との併用も可能ですが、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。

※福島県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできません。

福島県が推進する教育素材

- 1 地震・津波被災地視察
- 2 震災語り部講話
- 3 防災・減災学習
- 4 放射線等に関する学習
- 5 震災復興への取組みに関する学習
- 6 再生可能エネルギーに関する学習
- 7 震災復興ボランティア体験
- 8 学校交流
- 9 歴史学習・伝統工芸体験
- 10 環境学習・自然体験
- 11 農村・収穫体験

※教育素材の詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

手続きの流れ

※申請書類等は、福島県観光交流課のホームページからダウンロードできます。指定日までに原本を郵送で提出してください。
福島県観光交流課ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html>

